

総行安第161号  
平成21年12月21日

各都道府県総務部（局）長 殿  
（市町村担当課・区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長

「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の  
一部改正について」等の送付について

人事院から「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の  
一部改正について」（平成21年11月27日職職-356）及び「人事院規則の公布  
について」（平成21年11月27日職職-360）の通知がありましたので、送付し  
ます。

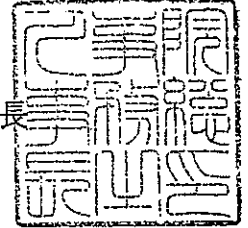
つきましては、これらの通知の趣旨、内容等について十分ご理解の上、適切な対応に  
努めるようお願いします。

なお、都道府県内の市区町村等にも、この旨通知されるようお願いします。

平成21年11月27日

総 務 事 務 次 官 殿

人 事 院 事 務 総 長



「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福-691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成22年4月1日以降は、これによってください。

記

第19条及び第20条関係第8項中「規則第19条第1項前段」を「第19条第1項前段」に、「規則第20条」を「第20条」に、「規則第19条第1項後段」を「第19条第1項後段」に改め、同項を同関係第11項とし、同関係第4項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同関係第3項中「第20条第2項」を「第20条第2項第2号」に改め、同項を同関係第6項とし、同関係第2項の次に次の3項を加える。

3 第20条第2項第1号の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(1) 第1項(1)及び(2)に掲げる非常勤職員

(2) 日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常



勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務しているもの（(1)に掲げるものを除く。）

4 各省各庁の長は、日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務していないもの（第1項(1)及び(2)に掲げるものを除き、6月以上の任用予定期間又は任期が定められているものに限る。）に対して、一般定期健康診断の例により、健康診断を行うよう努めるものとする。

5 前2項の「継続勤務」とは、原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。

第22条関係第1項(2)中「、日本郵政公社の職員」を削る。

第24条の2関係第1項(1)中「肥満度」を「腹囲の検査又は肥満度」に改め、同項(4)中「血清総コレステロール検査、高比重リポたん蛋白コレステロール検査」を「低比重リポたん蛋白コレステロール検査（以下「LDLコレステロール検査」という。））、高比重リポたん蛋白コレステロール検査」に改める。

第25条関係第1項(5)スを次のように改める。

ス LDLコレステロール検査（ハの検査を除く。）

第25条関係第1項(5)ハ中「血清総コレステロール検査」を「LDLコレステロール検査」に改め、同項(7)中「第19条及び第20条関係第4項(3)」を「第19条及び第20条関係第7項(3)」に改める。

別表第4第11項(6)中「血清総コレステロール検査」を「LDLコレステロー



昭和62年職福-691 新旧対照表 (平成21年職職-356関係)

改 正 後	現 行
<p>第19条及び第20条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第20条第2項第1号の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項(1)及び(2)に掲げる非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務しているもの(1)に掲げるものを除く。</u></p> <p>4 <u>各省各庁の長は、日々雇い入れられる非常勤職員のうち勤務日1日当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているもの又は日々雇い入れられる非常勤職員以外の非常勤職員のうち1週間当たりの勤務時間が常勤職員について定められている勤務時間の2分の1以上の時間とされているものであって、6月以上継続勤務していないもの(第1項(1)及び(2)に掲げるものを除き、6月以上の任用予定期間又は任期が定められているものに限る。)に対して、一般定期健康診断の例により、健康診断を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>前2項の「継続勤務」とは、原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。</u></p> <p>6 <u>第20条第2項第2号の「人事院の定めるもの」は、規則別表第2第1号及び第3号に掲げる業務並びに規則別表第3</u></p>	<p>第19条及び第20条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第20条第2項の「人事院の定めるもの」は、規則別表第2第1号及び第3号に掲げる業務並びに規則別表第3第2号</u></p>

第2号に掲げる業務とする。

7～10（略）

1.1 国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定に基づく採用（以下「再任用」という。）を行おうとする者に係る第19条第1項前段の規定に基づく健康診断については、その者が当該健康診断の実施時期前1年以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているときは、同一の検査の項目については、検査を行う必要はない。規則別表第3に掲げる業務に従事させるために再任用を行おうとする者に係る第19条第1項後段の規定に基づく特別の健康診断について、その者が当該健康診断の実施時期前6月以内に第20条の規定に基づく健康診断を受けているときの同一の検査の項目についても、同様とする。

第22条関係

1 次に掲げる検査は、規則第19条又は第20条の規定に基づく健康診断における検査の基準に適合するものと認めることができるものとし、その他の検査については、検査の実施年月日、検査成績、検査担当医師の意見並びに検査担当医師の所属及び氏名を記載した書面を提出させ、必要に応じ、当該検査の結果を表す資料（胸部エックス線検査におけるエックス線フィルムなど）の提示を求め、健康管理医の意見を聞いて判断するものとする。

- (1) 国家公務員法に基づく採用試験のうち、試験種目として身体検査が行われるものに合格した者を任用する場合における当該身体検査における検査
- (2) 特別職に属する国家公務員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条に規定する特定独立行政法人若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員（特別の法律の規定により同条に規定する公庫

に掲げる業務とする。

4～7（略）

8 国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定に基づく採用（以下「再任用」という。）を行おうとする者に係る規則第19条第1項前段の規定に基づく健康診断については、その者が当該健康診断の実施時期前1年以内に規則第20条の規定に基づく健康診断を受けているときは、同一の検査の項目については、検査を行う必要はない。規則別表第3に掲げる業務に従事させるために再任用を行おうとする者に係る規則第19条第1項後段の規定に基づく特別の健康診断について、その者が当該健康診断の実施時期前6月以内に規則第20条の規定に基づく健康診断を受けているときの同一の検査の項目についても、同様とする。

第22条関係

1 次に掲げる検査は、規則第19条又は第20条の規定に基づく健康診断における検査の基準に適合するものと認めることができるものとし、その他の検査については、検査の実施年月日、検査成績、検査担当医師の意見並びに検査担当医師の所属及び氏名を記載した書面を提出させ、必要に応じ、当該検査の結果を表す資料（胸部エックス線検査におけるエックス線フィルムなど）の提示を求め、健康管理医の意見を聞いて判断するものとする。

- (1) 国家公務員法に基づく採用試験のうち、試験種目として身体検査が行われるものに合格した者を任用する場合における当該身体検査における検査
- (2) 特別職に属する国家公務員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条に規定する特定独立行政法人若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員（特別の法律の規定によ

等職員とみなされる者を含む。)を引き続き職員として採用する場合における採用前のこれらの職員として受けた定期の健康診断に相当する健康診断における検査

2・3 (略)

#### 第24条の2関係

1 「脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて人事院の定めるもの」は、次に掲げる検査とする。

(1) 腹囲の検査又は肥満度(次の式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定

体重(単位 キログラム)÷身長(単位 メートル)÷身長(単位 メートル)

(2)・(3) (略)

(4) 低比重リポたん<sup>たん</sup>白コレステロール検査(以下「LDLコレステロール検査」という。)、高比重リポたん<sup>たん</sup>白コレステロール検査(以下「HDLコレステロール検査」という。)又は中性脂肪検査

2 (略)

#### 第25条関係

1 健康管理の記録に記載すべき具体的事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

(5) 次に掲げる健康診断の検査

ア~シ (略)

ス LDLコレステロール検査(ハの検査を除く。)

セ~ノ (略)

ハ 空腹時のLDLコレステロール検査

ヒ~ヘ (略)

り同条に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。)を引き続き職員として採用する場合における採用前のこれらの職員として受けた定期の健康診断に相当する健康診断における検査

2・3 (略)

#### 第24条の2関係

1 「脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であつて人事院の定めるもの」は、次に掲げる検査とする。

(1) 肥満度(次の式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定

体重(単位 キログラム)÷身長(単位 メートル)÷身長(単位 メートル)

(2)・(3) (略)

(4) 血清総コレステロール検査、高比重リポたん<sup>たん</sup>白コレステロール検査(以下「HDLコレステロール検査」という。)又は中性脂肪検査

2 (略)

#### 第25条関係

1 健康管理の記録に記載すべき具体的事項は、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

(5) 次に掲げる健康診断の検査

ア~シ (略)

ス 低比重リポたん<sup>たん</sup>白コレステロール検査(以下「LDLコレステロール検査」という。)

セ~ノ (略)

ハ 空腹時の血清総コレステロール検査

ヒ~ヘ (略)

(6) (略)

(7) 第19条及び第20条関係第7項(3)に定めるところにより、検査の実施時期を延期し、検査の方法を変更し、又は検査を行わないこととした場合には、その理由、健康管理医の意見等

(8)~(19) (略)

2 (略)

別表第4 一般の健康診断の検査の項目

1~10 (略)

1.1 次に掲げる検査（第24条の2関係第1項に規定する検査を受けて、当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員における場合に限る。）

(1)~(5) (略)

(6) 空腹時のLDLコレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査

1.2 (略)

(6) (略)

(7) 第19条及び第20条関係第4項(3)に定めるところにより、検査の実施時期を延期し、検査の方法を変更し、又は検査を行わないこととした場合には、その理由、健康管理医の意見等

(8)~(19) (略)

2 (略)

別表第4 一般の健康診断の検査の項目

1~10 (略)

1.1 次に掲げる検査（第24条の2関係第1項に規定する検査を受けて、当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員における場合に限る。）

(1)~(5) (略)

(6) 空腹時の血清総コレステロール検査、空腹時のHDLコレステロール検査及び空腹時の中性脂肪検査

1.2 (略)



別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領【現 行】

I 一 般 の 健 康 診 断

(その2)

省庁名 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年度分

健康診断の受診人員、所要経費等										指 導 区 分 及 び 事 後 措 置										
項 目	対象者数	受 診 実 人 員	受 診 延 人 員	精 密 検 査 実 施 数	経 過 視 察 実 施 数	所 要 経 費			指 導 区 分 (医療の面)		勤 務 上 の 措 置								就 業 禁 止	
						職 員 厚生経費 円	共 済 ・その他 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	要 医 療	要 観 察	休 職	休 暇	勤 務 場 所 の 変 更	職 務 の 変 更	勤 務 の 軽 減	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等			
臨 時 の 健 康 診 断	第21条関係(1)～(8)	人	人	人	人	円	円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	子宮がん健診																			
	V D T 健 診																			
採用時の健康診断																				
非常勤職員の健康診断																				
総合的な健康診査		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )												

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領【改正後】

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年度分

健康診断の受診人員、所要経費等									指導区分及び事後措置									
項目	対象者数	受診 実人員	受診 延人員	精密 検査 実施数	経過 観察 実施数	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置							就業 禁止
						職員 厚生経費 円	共済 ・その他 経費 円	個人負担 経費 円	要 医療	要 観察	休 職	休 暇	勤務 場所の 変更	職務の 変更	勤務の 軽減	休暇によ る勤務時 間の短縮	時間外の 勤務の制 限等	
臨時 の健 康診 断	第21条関係(1)～(8)	人	人	人	人				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	子宮がん健診																	
	V D T 健診																	
採用時の健康診断																		
非常勤職員の健康診断		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
総合的な健康診査		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )										

昭和62年職福-691 新旧対照表 (平成21年職職-356関係)

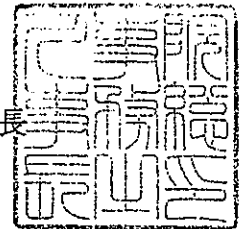
改正後	現行
<p>別紙第5</p> <p>2 記入要領</p> <p>「職員数」の欄には、報告年度の3月末現在でこの報告の対象となった各省各庁における常勤の職員（常勤の職員及び国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める官職をいう。以下同じ。）の総数を記入すること。</p> <p>（一般の健康診断）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「<u>非常勤職員の健康診断</u>」の欄には、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（<u>国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。</u>(9)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。</p> <p><u>なお、( ) 内には、これらの非常勤職員以外の非常勤職員について外数として記入すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>（特別の健康診断）</p> <p>(1) 規則別表第3第8号に該当する場合には、記入欄の上段には、別表第5により1月以内ごとに1回と定められている検査に関する次項を記入し、同欄の下段には、<u>第19条及び第20条関係第7項(2)</u>により6月につき少なくとも1回と定められている検査に関する事項を記入すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>別紙第5</p> <p>2 記入要領</p> <p>「職員数」の欄には、報告年度の3月末現在でこの報告の対象となった各省各庁における常勤の職員（常勤の職員及び国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める官職をいう。以下同じ。）の総数を記入すること。</p> <p>（一般の健康診断）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「<u>非常勤職員の健康診断</u>」の欄には、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（<u>国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。</u>(9)において同じ。）について記入すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>（特別の健康診断）</p> <p>(1) 規則別表第3第8号に該当する場合には、記入欄の上段には、別表第5により1月以内ごとに1回と定められている検査に関する次項を記入し、同欄の下段には、<u>第19条及び第20条関係4(2)</u>により6月につき少なくとも1回と定められている検査に関する事項を記入すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

職 職 ー 3 6 0

平成21年11月27日

総 務 事 務 次 官 殿

人事院事務総長



人事院規則の公布について（通知）

この度、別添のとおり下記の人事院規則が制定され、平成21年11月27日付け官報で公布されたので、念のため通知します。

記

人事院規則10—4—17（人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則）

以 上

【担 当】

職員福祉局職員福祉課



人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二十七日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一〇―四―一七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、次条、第二十一条の二及び第二十四条の二」を「、次条第二項第二号及び第二十一条の二」に改める。

第二十条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

一 すべての職員（人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。）に対して行う一

般定期健康診断

二 別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことの  
ある職員に対して行う特別定期健康診断

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

### (人事院規則一〇―五の一部改正)

2 人事院規則一〇―五(職員の放射線障害の防止)の一部を次のように改正する。  
第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。

改正後	改正前
<p>(採用時等の健康診断)                      第十九条 各省各庁の長は、職員(人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条第二項第二号及び第二十一条の二において同じ。)の採用に際し、その者の健康診断を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定期の健康診断)                      第二十条 各省各庁の長は、定期に職員の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 すべての職員(人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。)に対して行う一般定期健康診断</p> <p>二 別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断</p> <p>3 (略)</p>	<p>(採用時等の健康診断)                      第十九条 各省各庁の長は、職員(人事院の定める非常勤職員を除く。以下この条、次条、第二十一条の二及び第二十四条の二において同じ。)の採用に際し、その者の健康診断を行わなければならない。職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合にも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定期の健康診断)                      第二十条 各省各庁の長は、定期に職員の健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 前項の健康診断は、全職員に対して行なう一般定期健康診断と別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことのある職員に対して行なう特別定期健康診断とする。</p> <p>3 (略)</p>

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止） 新旧対照表（附則第二項関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（健康診断）</p> <p>第二十六条 規則一〇―四別表第三第二号に掲げる業務に係る規則一〇―四第十九条第一項の健康診断及び規則一〇―四第二十条第二項第二号の特別定期健康診断の検査の項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（健康診断）</p> <p>第二十六条 規則一〇―四別表第三第二号に掲げる業務に係る規則一〇―四第十九条第一項の健康診断及び規則一〇―四第二十条第二項の特別定期健康診断の検査の項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>二 四 （略）</p>